

短期入所生活介護 (ショートステイ)

(介護予防短期入所生活介護を含む)

《 定員 10 名 》

事業の概要

在宅で生活してしている要支援者・要介護者の方が短期間で利用し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活の上での、生活・健康管理及び療養上の援助を行います。

要支援1・2、要介護1～5の方が利用できます。

こんな場合にご利用いただいております

- ・外出する機会を作りたいと考えている
- ・同年代の方と交流を持ちたいと考えている
- ・主介護者の外出、外泊等で本人の介護が困難になる場合

利用の申込

- ① 担当の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）と、利用の日程、初回利用日までの段取りを相談して下さい。
- ② 居宅介護支援専門員と短期入所担当職員とで連携し、日程・段取りの調整を図ります
- ③ 利用する日程が決定したら、本人の状態確認、利用に係る書類の説明など、ご家族と相談しながら段取りを進めます

利用定員が決まっているため、空き部屋がない場合はご利用できませんのでご理解下さい。

急な利用希望は、場合によって対応できないこともあります。計画的に利用して頂きます様、ご協力お願いいたします。